

指導行政のポイント

国会で修正された“義務標準法改正”

菱村 幸彦

本年3月末に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「義務標準法」)の一部改正法が国会で制定された。

加配定数の事由を拡大

改正の概要については、法案が国会に上程された際、本紙(3月1日号)で取り上げているので、ここでは詳しくは述べないが、そのポイントは、小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げること、学級編制の仕組みについて市町村教委が地域や学校の実情に応じて柔軟にできるように改めること の2点であった。

ところが、国会審議の過程で、これにもう1つ重要な改正が加えられた。そこで、今回は国会修正で追加された教員加配の事由の拡大について取り上げる。

周知のように、義務標準法は、教職員定数の算定について基礎定数と加配定数を定めている。基礎定数は、学校数や学級数に応じて一律に算定される教職員定数であり、加配定数は、指導上特別な配慮が必要な場合に基礎定数に加算される教職員定数である。加配定数の配分は、都道府県からの申請を受けて、文部科学省が予算の範囲内で配分するものであるが、加配教員をどこの学校にどれだけ配置するかを決めるのは、都道府県教育委員会に委ねられている。

では、加配定数は、どのような場合に認められるのか。教員加配の事由については、義務標準法および同法施行令で限定的に定められている。その事由は、おおむね、次のとおりである。

- (1) 指導方法の改善工夫(法7条2項): ティーム・ティーチング、少人数指導、多様な選択教科の開設などきめ細かな指導方法の改善
- (2) 地域条件による特別な配慮(法15条1号):

市町村合併に伴う学校統合により教育上特別な配慮を必要とする場合

- (3) 教育上配慮を要する特別指導(15条2号): 障害児のための通級指導、小・中学校において学習指導上あるいは生徒指導上、特別な指導が行われる場合
- (4) 主幹教諭の配置(15条3号): 主幹教諭を置く学校で特に必要と認められる場合
- (5) 特別な研究・研修(15条5号): 長期研修、教育課程改善のための特別研究、指導改善研修が行われている場合
- (6) このほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の加配がある。

今回の法改正でこれらのほかに、2つの事由が加えられた。すなわち、小学校において専門的な知識・技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合、障害のある児童・生徒に対する特別な指導が行われていることその他障害のある児童・生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別な配慮を必要とする場合 である。

大震災の被災校に教員加配

さらに、もう1つ、これも国会修正で、東日本大震災への対応として、被災地の学校と被災児童・生徒の転学先の学校において、学習支援や心のケアを行うため、国と都道府県は、教職員定数に関する特別な措置を講ずるよう定められた(附則6項)。

東日本大震災対応のための教員加配は、早速、4月末に実施に移された。第1次加配として、宮城216人、岩手134人、茨城23人、新潟10人の総計383人が配られている。福島原発事故が発生した福島県と被災児童・生徒を多く受け入れている都道府県については、第2次加配で行われる。

(ひしむら・ゆきひこ=(財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評新刊発売中! 今までにない教育法規対策のスタートブック 新書判/304頁/定価1890円

『教育法規1問1答』第1巻 『学校教育・学校組織編』 坂田 仰(日本女子大学教授)【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)